

佐賀県中小企業展示会出展事業実施要領

(趣旨)

第1条 公益財団法人佐賀県地域産業支援センター理事長（以下「理事長」という。）は、県内のものづくり中小企業者等（以下「ものづくり企業」という）の保有する製品及び加工品（加工技術）を展示会に展示することにより、新たな取引先開拓や需要の創出、ひいては県内中小企業の振興、経営の安定等に資することを目的に、展示会への出展事業を実施することとし、その事務処理についてはこの要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 前条の「ものづくり企業」とは、県内に事業所を有する事業者であり、かつ、次の各号に該当する者とする。

(1) 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する中小企業、任意のグループ（構成員のうち、中小企業が3分の2以上を含め、中小企業の利益となる事業を営む者）。

(2) 「日本標準産業分類」（総務省編集）に基づく、分類において、製造業と区分される業種を主業とする者

2 この要領における「展示会」とは、4大都市圏または国外主要都市における集客が1万人以上のものづくりに主眼をおいた展示会をいう。

(展示会出展に係る対象費用)

第3条 展示会への出展経費とは、会場借上料や小間料等の展示ブース設営に係る基本的な経費とする。

(出展者の負担)

第4条 理事長は、前条に規定する会場借上料等の2分の1以内の額（75,000円を上限とする）を負担し、残りの会場借上料等については、出展者が負担するものとする。ただし、理事長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

(申請及び審査)

第5条 理事長は、展示会出展希望者を公募し、提出された「展示会出展申請書」（様式第1号）を、次の各号に掲げる要件を踏まえて審査を行い、出展者を決定する。なお、審査にあたり、審査を行う者が申請者と直接利害関係がある場合には、その者を排除する。

(1) 希望展示会に出展を行うことにより、新たな取引開拓や需要の創出の効果が期待できると判断されること。

(2) 理事長は、必要な場合、展示会出展希望者に申請内容について照会確認するものとする。

(3) 理事長は、第1項の規定にかかわらず、展示会出展希望者本人又はその役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したときは対象とし

ない。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(申請者への通知)

第6条 理事長は、前条の規定により出展者を決定した時は、様式第2号により申請者へ通知する。

(出展料負担額の納付)

第7条 申請者は、前条の決定通知を受けたときは、すみやかに負担金を理事長へ支払うものとする。

2 前項の規定により出展決定者がその負担分を理事長へ支払う方法は、口座振込とする。振込に係る費用は申請者の負担とする。

(書類の提出)

第8条 出展者は、展示会終了後「出展等に関する報告書」(様式第3号)を理事長に提出するものとする。また、理事長は必要に応じて調査することができる。

附 則

1 この要領は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、平成28年3月8日から実施する。